

令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 地域保健課
-----	----------------

1. 基本情報

事業名称	妊娠・出産支援事業費（産婦健康診査費用助成事業（産後ケア事業））	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	母子保健法第17条の2 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 産後ケア事業ガイドライン・船橋市産後ケア事業実施要綱	
事業開始年月日	平成29年6月1日	
最終改正年月日	法：令和3年4月1日 市要綱：令和5年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	家族等から十分な家事及び育児などの支援が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、（1）産後に心身の不調または育児不安がある者又は（2）その他特に支援が必要と求められる者に対し、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するもの	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成26年度より妊娠・出産包括支援モデル事業の1つとして「産後ケア事業」をいくつかの市町村が実施し始める。平成27年度より「産後ケア事業」を初めとした、「妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援」を提供する体制の構築に向けた取り組みが全国的に推進され、本市においては、平成29年度より体制構築として「産後ケア事業」から取り組みを始めた。「産後ケア事業」については、令和元年度の改正母子保健法により、各市町村に対し、実施の努力義務が課され、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においても、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされている。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	・平成29年6月1日 産後ケア事業の3つの類型「宿泊型」「通所型」「訪問型」の内、「宿泊型」を開始。 ・令和3年4月1日 厚生労働省通知「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取り扱いについて」にて、「産後ケア事業費は非課税」と示された。 ・令和4年7月1日 「宿泊型」に加え「通所型」を開始。 ・令和5年4月1日 「宿泊型」「通所型」に加え「訪問型」を開始。3つのメニューが揃う。全世代型社会保障構築会議において、産後ケア事業の利用者負担の軽減を図ることが検討課題とされ、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入するとされた。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	宿泊型	利用料金単価1日28,000円（1泊2日56,000円から） 自己負担割合：課税世帯1割・非課税世帯0.5割・生保0
	通所型	利用料金単価1日20,000円 自己負担割合：課税世帯1割・非課税世帯0.5割・生保0
訪問型	利用料金単価1回13,200円 自己負担割合：課税世帯1割・非課税世帯0.5割・生保0	

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	22,853	21,648	22,653	24,937
	うち一般財源	11,427	10,824	11,327	12,469
	決算(見込)額	15,001	21,840	23,618	17,906
対象者数・ 交付件数など	利用件数 (宿泊)	105	145	166	123
	利用件数 (通所)				3
	利用件数 (訪問)				

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	(国) 母子保健衛生費国庫補助金 1 / 2
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	4月 (委託機関との契約事務) 3月 (次年度の契約準備)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	地域保健課：毎日 (申請 (新規・変更・決定) 事務、支払い事務、市民・医療機関・保健センターとの問い合わせや調整、利用者管理、契約事務) 保健センター：毎日 (利用希望者からの問い合わせ、利用者の事前・事後調査とアセスメント)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2.0人工	0.1人工	1.0人工	0.0人工
	従事者数	3人	1人	1人	0人

◎上記の「人工」の他に、保健センターの保健師が、利用者1人につき「事前・事後の訪問+調査
表作成+医療機関連携」の業務が発生している。

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局健康部 地域保健課
事業名称	妊娠・出産支援事業費（産婦健康診査費用助成事業（産後ケア事業））

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 対象拡大に伴う影響	産後ケアを必要とするすべての産婦が利用できるよう国により方針が示されている。しかし宿泊型は空床の活用による実施のため、対象者を広げた場合は真に支援を必要とする者が必要な時に利用できないことが懸念される。また、事前に保健師が行っているアセスメントの可否により職具体制にも影響が生じる。	国や他市の動向を注視しつつ対象拡大に伴う影響を研究する。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 対象拡大に伴う影響	—	—

令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 地域保健課
-----	----------------

1. 基本情報

事業名称	妊娠・出産支援事業費（産婦健康診査費用助成事業（産後ケア・産婦健診費用助成））	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	母子保健法第13条「健康診査」 産婦健康診査実施要綱 産婦健康診査費用助成取扱要綱	
事業開始年月日	平成30年10月1日	
最終改正年月日	平成30年10月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	産後おおむね2週間後、または産後おおむね1か月後の時期に市が指定する健診項目の産婦健康診査を受診する産婦に対し5,000円を上限に助成する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成29年度に国で「産婦健康診査事業」についての費用助成が新設されたことによる。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成30年10月1日から事業開始し、現在に至る。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	産後おおむね2週間後、または産後おおむね1か月後に産婦健康診査を受診する方	【要件】 1) 受診日時点で市内に住民票がある 2) 産後おおむね2週間後、または1か月後の時期に市が指定する健診項目の産婦健康診査を受診する妊婦 3) 受診結果が市に提出され、産後の支援に利用されることに同意される方 【補助限度額】 1回につき上限5,000円 ※上限を超えた場合の費用は自己負担

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	41,771	35,413	34,599	33,007
	うち一般財源	21,371	18,163	17,724	16,912
	決算(見込)額	36,227	33,180	34,778	33,926
対象者数・ 交付件数など	受診票交付数	5,499	5,168	4,846	4,924
	受診件数 (2週間健診)	3,023	2,478	2,794	2,841
	受診件数 (1か月健診)	4,118	4,019	4,059	3,848

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	母子保健衛生費国庫補助金 (産婦健康診査事業) 補助率 国1/2・市町村1/2 補助単価 1件あたり5,000円
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3～5月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	(償還払い事務) 償還払い申請・相手方登録審査・支払処理 毎月2回 (市外・県外医療機関等支払い事務) 当初医療機関等個別契約 随時、医療機関等からの請求書および相手方登録申請書の審査・ 支払処理 毎月1回 (市医師会取りまとめ支払い事務) 市内医療機関請求書内訳確認および支払い処理 毎月1回、市医師会事務委託料支払い 毎 月1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2.0人工	1.0人工		
	従事者数	2人	2人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局健康部 地域保健課
事業名称	妊娠・出産支援事業費（産婦健康診査費用助成事業（産後ケア・産婦健診費用助成））

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 業務負担が大きい	<ul style="list-style-type: none">・産婦健診は各市が独自に実施しており、制度及び事務が標準化されていない。・そのため、他の健診等と比べ、個々の医療機関との契約や支払い事務等が煩雑となっており、市側、医療機関側の双方に事務負担が生じている。	<ul style="list-style-type: none">・県内他市において産婦健診が拡大してきていることから、他の健診と同様、県内で統一された契約や支払いの仕組みの構築を千葉県等に要望する。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 業務負担が大きい	—	—